

## 信州やまなみ国スポ須坂市実行委員会会則

### 第1章

(名称)

第1条 本会は、信州やまなみ国スポ須坂市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第82回国民スポーツ大会において、本市で開催される競技会の円滑な運営に関し、必要な事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設、設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための予算の決定及び決算の認定に関すること。
- (5) 関係競技団体、団体関係及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的達成に必要な事業に関すること。

### 第2章

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び次に掲げる者のうちから会長が委嘱したもの（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 須坂市議会を代表する者
- (2) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (3) 市、県関係者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 7名以内
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、須坂市長をもって充てる。

2 副会長は、実行委員会の承認を得て委員のうちから会長が選任する。

3 監事は、実行委員会の承認を得て会長が選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時の所属機関、団体等の

役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があったときは、その内容を次の実行委員会において報告する。
- 4 委員等は無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問の応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員等」とあるのは、「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

### 第3章

(実行委員会)

第10条 実行委員会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 実行委員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 実行委員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 実行委員会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
  - (1) 競技会の開催の基本方針に関すること。
  - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) その他実行委員会の運営に係る重要な事項に関すること。
- 5 実行委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 6 実行委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 7 実行委員会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わったものを含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 会長は、必要に応じて顧問及び参与に実行委員会への出席を求めることができる。
- 9 第5項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、書面により実行委員会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

### 第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第11条 会長は、特に緊急を要するため実行委員会を招集する時間的余裕がないと認めるとき又は実行委員会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の実行委員会において報告し、その承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

第12条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は会長が別に定める。

## 第6章 財務及び会計

(経費)

第13条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第14条 実行委員会の収支予算は、実行委員会の議決を経なければならない。

2 実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、実行委員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 補足

(委任)

第16条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第17条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、実行委員会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、須坂市に帰属するものとする。

## 附則

1 この会則は、2026年3月18日から施行する。

2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第15条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から2027年3月31日までとする。